

交通まちづくり基本計画（平成27年度～平成36年度）（案） 概要版

構成	第1章 概要	第2章 交通の動向と課題	第3章 方針
	第4章 施策体系	第5章 公共交通不便地域に対する地域の取り組みに向けて	

第1章 概要

1-1 目的

世田谷区交通まちづくり基本計画は、区の将来像を展望しつつ、誰もが安全で快適に移動できる交通体系や交通サービスの確立を目指して、区の交通に関わる施策の基本方針として策定するものです。

1-2 改定の背景

これまで区では、平成14年9月に「世田谷区交通まちづくり基本計画」を、平成20年3月に「改定 世田谷区交通まちづくり基本計画」を定め、計画的な交通まちづくりを進めてきました。

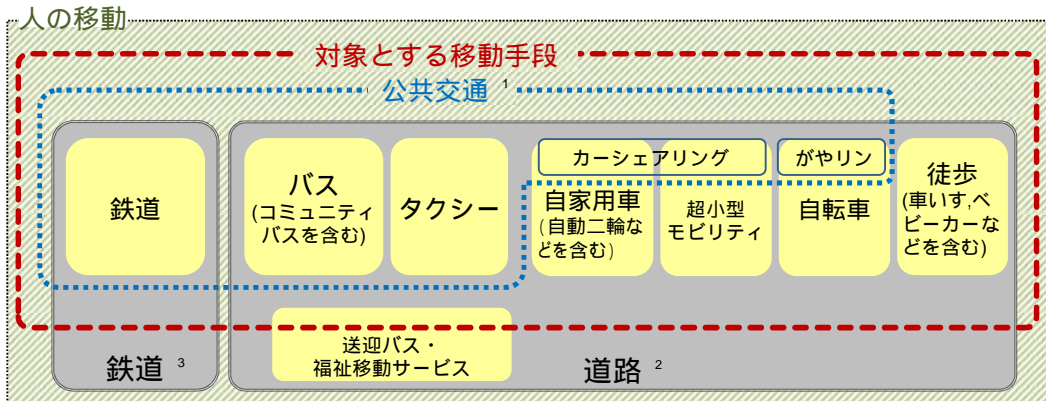
この改定計画が平成26年度に最終年度を迎えるため、平成27年度から10年後を見据えた、新たな計画を策定します。

改定にあたっては、新たな基本構想・基本計画・都市整備方針などとの整合を図るとともに、高齢社会の進展や交通安全、東日本大震災以降の災害や環境、エネルギーに対する区民意識の高まりなどの社会情勢を踏まえて行います。

1-3 「交通まちづくり」とは

交通はまちづくりの重要な要素のひとつであり、交通に関わる施策や事業は、区内全域のネットワークと、地域に即して進められているまちづくりを踏まえ、総合的に行われることが重要です。また、区民、交通事業者、区などの関係者が協力・連携して、交通問題に取り組んでいく必要があります。ここでは、このような取り組みを、「交通まちづくり」と定義しています。

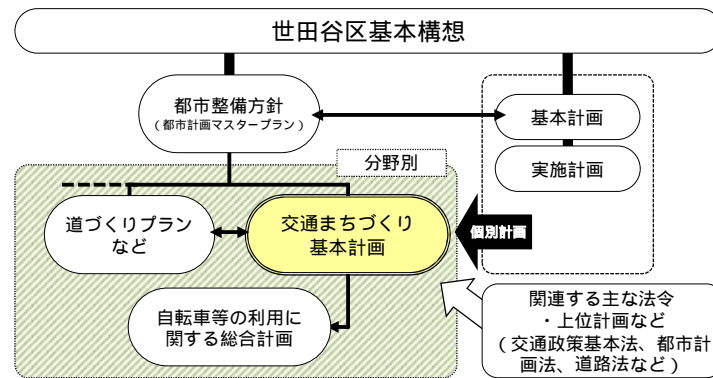
本計画で対象とする移動手段



- 1 ここでは、不特定多数の利用者に向けた公共的サービスも含まれます。
 - 2 緑道などを含みます。
 - 3 世田谷線を含みます。
- : 主要な移動手段
■ : 主要な導入空間

1-4 位置づけ

本計画は、区の「基本計画」の個別計画であるとともに、街づくり条例（平成7年条例第17号）第10条を根拠とし、「都市整備方針」に定める街づくりに関する目標を実現するため、分野別整備方針として策定するものです。



1-5 対象とする移動手段（下図を参照）

本計画は、主に人の移動に関わる事柄を対象としています。

また、本計画では、鉄道、バスに加えて、タクシー、カーシェアリングやコミュニティサイクル（がやリン）などの不特定多数の利用者に向けた公共的サービスを含めて「公共交通」と定義しています。この公共交通と、自動車、自転車、徒歩などを主な対象としています。

1-6 目標年度

平成27年度から10年後の平成36年度を目標とします。

第2章 交通の動向と課題

2-1 交通に関わる現況・区民ニーズ・取り組みの検証結果

2-1-1 交通に関わる現況

人口	・人口は増加傾向。高齢者人口も一貫して増加。生産年齢人口は概ね現状維持。 ・年少人口は平成35年までは増加傾向。その後減少に転じる見込み。
公共交通	・公共交通不便地域が残存（19.6%）する。
鉄道	・小田急線の立体化が進展したが、開かずの踏切が39箇所残る。 ・東西に路線が発達。南北方向はバスに依存。
バス	・区内の輸送人員は横ばいの状態。 ・9路線のコミュニティバスについては、輸送人員が減少傾向のものもみられる。
道路整備	・地区幹線道路と主要生活道路の、完成率（計画延長に対する完成延長の割合）は36.0%である。 ・道路率（単位面積あたりの道路面積の割合）は14.1%であり、23区中でも低い。
道路交通	・幹線道路の多くは混雑状態。 ・区内の交通事故件数は2,836件（H24）。2割以上を高年齢者関連の事故が占める。 ・都内の交通事故のうち自転車関連の割合は約4割。20歳代～40歳代が多い。
移動の傾向	・区内から区内への移動は徒歩、二輪車が多く、バスが増加傾向。 ・区内から区外への移動は鉄道、自動車が多く、鉄道が増加、自動車は減少傾向。
環境	・区に求める地球温暖化対策として、「電車やバス、自転車を利用しやすく、自動車利用を抑制する」が上位に。

2-1-2 交通に関する区民ニーズ

外出時の利便性	・（交通手段）タクシー、バス、鉄道の順で利便性が低い ・（目的）習い事、通勤・通学で利便性が低い
不便を感じている内容	・（道路整備）開かずの踏切や渋滞 ・（鉄道）駅の乗換、鉄道の時間・本数など ・（バス）バスの時間、本数、バス路線網など ・（自転車）駐輪場、走行空間 ・（歩行者）歩道の安全性、段差、幅など
交通の取り組みに対する満足度・重要度	・（満足度が低く、重要度が高い施策）自転車の走行空間の整備、歩道の設置など ・（満足度、重要度がともに高い施策）踏切の解消や駅エレベーター設置など
世田谷区に今後求める取り組み	・災害時の交通の仕組みづくり ・高齢者や障害者、子育て世代の移動しやすい交通の取り組み ・自転車のマナー向上、走行空間整備 ・南北方向の公共交通の整備

区民アンケート結果（平成25年7月実施）より

2-1-3 交通まちづくりに関する取り組みの検証結果

公共交通ネットワークの形成	・国・都・事業者・区民との連携推進（強化） ・バス路線支援の検討（新規） ・タクシーの位置づけ（強化） ・高齢者の外出支援（強化）
円滑な自動車交通の確保	・国・都・事業者との連携・調整（継続） ・「せたがや道づくりプラン」との調整（継続） ・交差点ボトルネックの解消（継続） ・効果的な交通安全の啓発活動（継続）
ユニバーサルデザインの推進	・高齢者の外出支援（再掲） ・タクシーの位置づけ（再掲） ・鉄道駅のバリアフリー経路確保（強化）
公共交通や自転車の利用環境の向上	・自転車通行空間の確保（継続） ・「がやリン」の導入推進（強化） ・自転車に関わる他の計画との調整（継続）
自動車による環境負荷の軽減	・啓発活動に向けた関係機関との連携（継続） ・エコカー・超小型モビリティの導入促進（新規）
安全で快適な歩行空間などの形成	・効果的な交通安全の啓発活動（再掲） ・歩行空間の安全性の確保に向けた取り組みの支援（新規） ・高齢者の外出支援（再掲）

2-2 交通に関わる上位計画・社会動向

2-2-1 区の上位計画

- ・世田谷区基本構想（H25.9）
- ・世田谷区基本計画（H26.3）
- ・都市整備方針 第一部（H26.4）

2-2-2 交通まちづくりに関する主な法律、計画

- ・交通政策基本法（平成25年11月成立）
- ・地域公共交通活性化・再生法の改正（平成26年5月）
- ・道路交通法の改正（平成20年6月、平成25年12月施行）
- ・都市再生特別措置法等の一部改正（平成26年8月）

2-2-3 交通に関わる社会動向

- ・人口減少・高齢社会の到来（高齢化に対応した交通弱者のモビリティ確保）
- ・「新しい公共」の重要性の高まり
- ・災害への関心の高まり
- ・都市機能の集積と公共交通機関の活用によるコンパクトシティの形成
- ・地域の公共交通の利用環境改善に向けた取り組み（LRT・BRT導入など）
- ・歩行者や自転車優先の道づくり（安全で快適な自転車利用環境や質の高い歩行空間の形成）
- ・高度道路交通システム（ITS）の普及
- ・環境性能に優れた手軽な移動手段の導入促進（エコカー、超小型モビリティなど）
- ・カーシェアリングの普及

第2章 交通の動向と課題（続き）

2-3 交通に関わる課題のまとめ

区を取り巻く状況や、区の交通に関わる上位計画・社会動向などから、交通に関わる課題を以下のように整理しました。

- ・交通ネットワークの充実が必要
- ・南北公共交通の充実が必要
- ・開かずの踏切の解消が必要
- ・道路整備の推進が必要
- ・バスの利便性の向上や利用促進が必要

1. 円滑に移動できる自動車交通・公共交通などの確保が必要

- ・高齢者など、誰もが気軽に外出ができるように、歩いて暮らせる環境づくりが必要
- ・自転車利用環境の整備やマナーの向上が必要
- ・交通安全への取り組みが必要

2. 安全で安心して移動できる、歩行空間、自転車利用環境が必要

- ・環境に配慮した交通環境づくりが必要
- ・新たな交通手段の普及促進PRが必要

3. 環境に配慮した交通手段・仕組みが必要

すべてに関わる課題

- ・区民参画の環境整備が必要
- ・ユニバーサルデザインによる交通環境の整備が必要
- ・災害時における交通のあり方の検討が必要

第3章 方針

3-1 交通まちづくりの理念

誰もが快適に安全・安心な移動ができる世田谷

～区民の参画による交通まちづくり～

3-2 3つの目標

1. 便利で円滑な移動

総合的な交通ネットワークの充実や円滑な道路交通の確保により、便利で円滑な移動を目指します。

2. 安全・安心な移動

総合的な交通ネットワークの充実や円滑な道路交通の確保に加えて、自転車利用環境の向上や歩行環境の向上により、安全・安心な移動を目指します。

3. 環境に配慮した移動

環境に配慮した道路整備の推進や自転車や公共交通など環境負荷の低い交通手段の利用促進、自動車交通における環境負荷の軽減により、環境に配慮した移動を目指します。

3つの目標に優先順位はなく、それぞれが相互に関係しています。

3-3 6つの方針

目標1
便利で円滑な移動

方針1：交通ネットワークの充実

鉄道やバス、タクシーなどの交通ネットワークの充実を図ります。

方針2：円滑な道路交通の確保

道路整備や道路と鉄道の立体化により、円滑な道路交通の確保を図ります。

目標2
安全・安心な移動

方針3：自転車利用環境の向上

安全な通行空間の確保により、自転車利用環境の向上を図ります。

方針4：歩行環境の向上

安心して歩けるように歩行空間を整備し、歩行環境の向上を図ります。

目標3
環境に配慮した移動

方針5：環境負荷の低い交通手段の利用促進

自動車への過度な依存を減らすため、公共交通や自転車、徒歩などの環境負荷の低い交通手段の利用促進を図ります。

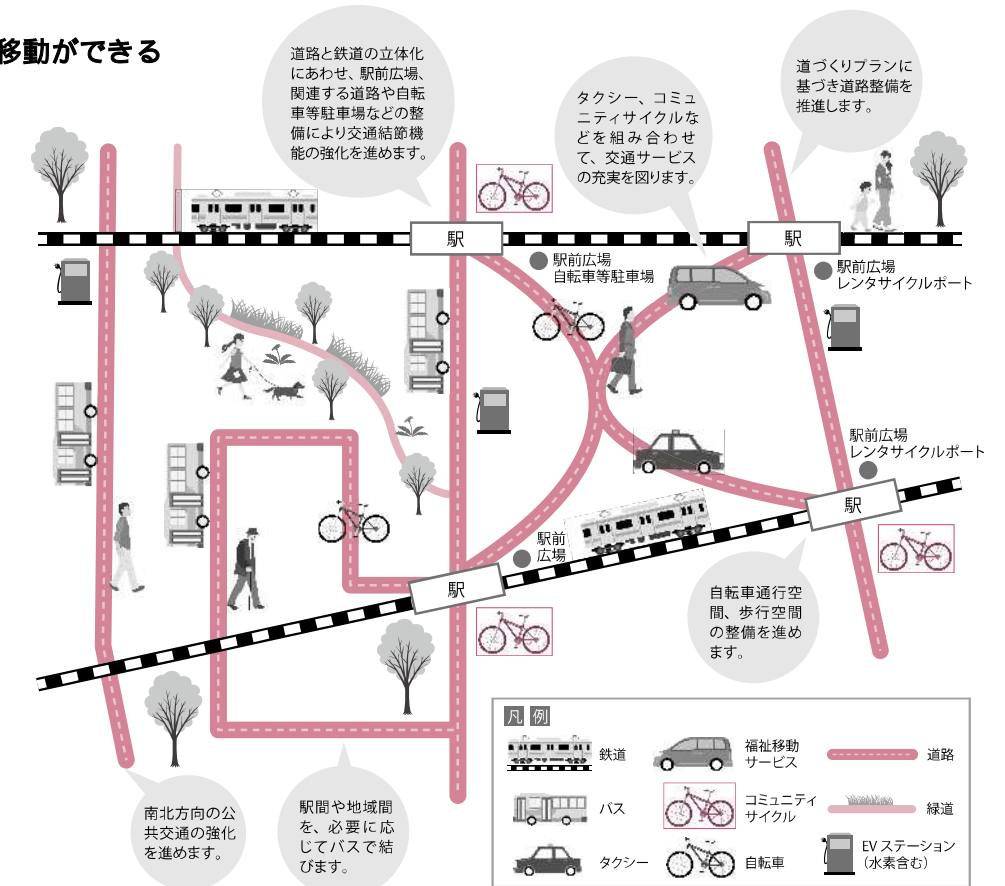
方針6：自動車交通における環境負荷の軽減

自動車によって生じる環境負荷を軽減するため、円滑な自動車交通の確保や環境対策の実施を進めるとともに、エコカーや超小型モビリティなどの新しい自動車利用の普及を図ります。

誰もが快適に安全・安心な移動ができる
世田谷（イメージ）

駅前広場や関連する道路、自転車等駐車場などの整備により交通結節機能の強化を図ります。

また、鉄道、バスだけではなく、タクシーやコミュニティサイクル（がやリン）など、公共交通を軸に、徒歩、自転車、福祉移動サービスなどの交通手段を組み合わせ、快適に安全・安心な移動ができることを目指します。



3-4 推進のための視点

交通まちづくりの目標の実現に向けて、以下の3つの視点で取り組みます。この視点は、交通まちづくりの取り組み全体に関わります。

1) 区民の参画

区民、交通事業者、区がそれぞれの役割を担い、それぞれのもつ知恵や力を出し合い、協力・連携して進めます。

2) ユニバーサルデザイン

誰もが快適に安全・安心な移動ができるように配慮して取り組みます。

3) 災害時への対応

平常時の取り組みが災害への備えになることから、災害時にも考慮した取り組みを交通事業者や区民と協力・連携して進めます。

第4章 施策体系

4-1 便利で円滑な移動

4-1-1 交通ネットワークの充実

公共交通の利用環境の整備、南北方向の公共交通の強化、バスのネットワークや運行サービスの充実、タクシー利用環境の整備、災害時における公共交通の連携体制の構築などにより、鉄道やバス、タクシーなどの交通ネットワークの充実を図ります。

- ・【施策1】公共交通の利用環境の整備
- ・【施策2】南北方向の公共交通の強化
- ・【施策3】バスネットワークの充実
- ・【施策4】バス運行サービスの充実
- ・【施策5】タクシー利用環境の整備
- ・【施策6】災害時における公共交通の連携体制などの構築
- ・施策9 自転車通行空間の整備（再掲）

4-1-2 円滑な道路交通の確保

道路と鉄道の立体化、道路整備、路上駐車対策などを進めることにより、円滑な道路交通の確保を図ります。

- ・【施策7】道路と鉄道の立体化の促進
- ・【施策8】円滑な自動車交通の確保

4-2 安全・安心な移動

4-2-1 自転車利用環境の向上

自転車通行空間の整備を進めるとともに、放置自転車対策の充実、自転車通行時のルール遵守・マナー向上を図ることにより、自転車利用環境の向上を図ります。

- ・【施策9】自転車通行空間の整備
- ・【施策10】放置自転車対策の充実
- ・【施策11】自転車通行時のルール遵守・マナー向上

4-2-2 歩行環境の向上

歩行空間の整備とともに、交通安全への取り組みを進めることにより、歩行環境の向上を図ります。

- ・【施策12】歩行空間の整備
- ・【施策13】交通安全への取り組みの推進

4-3 環境に配慮した移動

4-3-1 環境負荷の低い交通手段の利用促進

環境対策の充実とともに、公共交通の利用環境の整備、バスのネットワークや運行サービスの充実、自転車利用環境や歩行環境の向上を図ることにより、環境負荷の低い交通手段の利用促進を図ります。

- ・【施策14】環境対策の充実
- ・施策1、3、4、9、10、11、12、13（再掲）

4-3-2 自動車交通における環境負荷の軽減

新しい自動車利用の取り組みを進めるとともに、道路と鉄道の立体化の促進、円滑な自動車交通を確保することにより、自動車交通における環境負荷の軽減を図ります。

- ・【施策15】新しい自動車利用の取り組みの推進
- ・施策7、8（再掲）

4-4 施策体系表

目標	方針	No	施策	区分	内容	施策の詳細・配慮事項など			
目標1. 便利で円滑な移動	交通ネットワークの充実	1	公共交通の利用環境の整備		鉄道駅の利便性の向上	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づくUDの促進 ホームドアの設置促進			
					駅周辺地域の交通環境の整備	駅周辺の歩行空間整備 公共交通へのアクセス性の向上			
					誰もが利用しやすい交通サービスの充実	UDタクシー、子育て支援タクシー、福祉移動サービスなどの導入促進 車いす、ベビーカーに関するルール作り 地域の実情にあった移動手段の検討			
					南北方向の公共交通の強化	エイトライナーの導入促進 南北方向のバス路線網の充実	都や関係区との連携・早期実現促進 補154、環8などへのバス路線導入促進		
		3	バスネットワークの充実		バス路線網の充実	事業者と連携し、新規路線導入・既存路線活用の検討			
					バス走行空間の確保	道路整備の推進			
					鉄道駅での乗り換え利便性の向上	事業者へ駅前広場整備にあわせバス乗り入れの促進			
					バス路線導入に向けた取り組みの推進	バスに関わる新たな支援のあり方の検討 (区民などによる交通確保に向けた取組みや、バス事業者に対して、運行支援のあり方などを検討)			
					バス路線維持に向けた取り組みの推進	路線維持に向けた利用促進・PR			
					新たな需要の掘り起こしに向けた取組み	地域と連携した意識調査など			
					4	バス運行サービスの充実		バス停留所施設の整備	ベンチ・上屋の設置促進 運行情報提供装置等整備の働きかけ
								バス走行環境の向上	定時性確保に向けた取組み
				新規	福祉目的の送迎バスなどの位置づけの検討	乗降場所の確保など			

目標	方針	No	施策	区分	内容	施策の詳細・配慮事項など	
目標1. 便利で円滑な移動(続き)	交通ネットワークの充実(続き)	5	タクシー利用環境の整備	新規	駅などでのタクシーの乗り換え利便性の向上	駅などでの乗降場所の確保、乗合タクシーの検討	
				新規	タクシーの利便性の向上	配車方法、乗務員のスキルアップ、資格取得などの働きかけ	
		6	災害時における公共交通の連携体制などの構築	新規	交通事業者や区民との協力連携体制のあり方の検討	被災状況、鉄道・バスの運行状況の収集・発信など	
	新規			帰宅困難者対策の実施	駅などの交通結節点の活用検討など		
	9	自転車通行空間の整備					
	円滑な道路交通の確保		8	円滑な自動車交通の確保		連続立体交差化の促進	都との協力・連携
						駅周辺のまちづくり、駅前広場などの整備	駅前広場の整備など
						道路整備の推進	道路整備の推進(交差点改良含む)
	目標2. 安全・安心な移動	自転車利用環境の向上	10	放置自転車対策の充実		路上駐車対策の促進	荷捌きスペース確保など 自転車通行空間の安全性への配慮 自動二輪車駐車場の整備
					自転車ネットワーク形成に向けた自転車通行空間の整備	自転車専用通行帯、ブルーゾーン、路面標示設置など	
					自転車等駐車場の整備	自転車等(原付を含む)駐車場新設・既存施設の活用など	
11		自転車通行時のルール遵守・マナー向上	新規	交通安全教室の開催	交通安全教室の開催		
			新規	20～40歳代への重点的取り組み「自転車安全利用推進員」の育成・支援	20～40歳代への重点的な自転車安全利用の啓発 「自転車安全利用推進員」の育成・支援		
歩行環境の向上		12	歩行空間の整備		都市計画道路、主要生活道路の歩道整備	歩車道分離、歩道設置など	
					住宅街の歩行空間整備	歩行者優先の道路整備など	
					歩行空間ネットワークの整備	歩道・緑道などのネットワーク検討 回遊性確保・にぎわいの創出 まちなか観光への活用 歩行空間のUD推進(段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修など)	
					はみ出し看板・商品などの是正	路上のはみ出し看板・商品などの是正	
					歩道の有効幅員の確保	電線類地中化、沿道施設の活用など	
				歩行の際の交通安全の啓発活動	交通安全教室、交通安全区民のつどいの開催など		
13	交通安全への取り組みの推進	新規	歩行空間の安全性の確保に向けた取り組みの推進	区民の自主的な取組みへの支援など(ゾーン30など)			
目標3. 環境に配慮した移動	環境負荷の低い交通手段の利用促進	14	環境対策の充実		環境に配慮した道路整備の推進	歩道内の緑化など	
					環境に配慮した交通の利用の啓発活動	公共交通・自転車の利用促進PRなど	
				9	自転車通行空間の整備		
				10	放置自転車対策の実施		
	自動車交通における環境負荷の軽減	15	新しい自動車利用の取り組みの推進		新規	環境負荷の低い自動車の利用促進	環境負荷の低いEV、燃料電池車、超小型モビリティなどの普及啓発など
					新規	自動車利用の新しいあり方の普及啓発の促進	カーシェアリングなど新しい取組みの普及啓発など
					11	自転車通行時のルール遵守・マナー向上	
					12	歩行空間の整備	
					13	交通安全への取り組みの推進	
					7	道路と鉄道の立体化の促進	

■：再掲の項目 / 区分欄の新規：新たに追加した取り組み方策、(空欄)：継続する取り組み / UD：ユニバーサルデザイン

第5章 公共交通不便地域に対する地域の取り組みに向けて

区内の5地域それぞれに、通勤・通学、買い物、通院などに不便な公共交通不便地域が存在しています。この公共交通不便地域の解消を目指して、本計画策定後、目標年度(平成36年度)に向けて、5地域ごとに、様々な移動手段の確保に向けた取り組みを検討します。(公共交通の導入可能性検討、区民による交通に関わる取り組みの支援検討など) 検討に当たっては、区民、交通事業者、区がそれぞれのもつ知恵や力を出し合い、協力・連携して進めます。